

ヨ 第4条の3第2号の規定により立体商標を図又は写真によつて記載するときは、商標登録を受けようとす

〔新規〕

る立體的形状（文字、図形、記号若しくは色彩又はこれらとの結合との組合を含む。）及び商標を構成しないその他の部分を表示するための線点、その他のものを記載することができるのである。この場合は、当該記載によりどのように當該立體的形状が特定されるのかを【商標の詳細な説明】の欄に記載する。

タ～ネ [略]

8 第4条、第4条の2、第4条の3、

第4条の4又は第4条の6の規定により商標登録を受けようとする商標を写真によつて記載するときは、次の要領による。

イ～ハ [略]

9～15 [略]

16 商標法第5条第4項の規定により商標の詳細な説明を記載するときは、「動き商標」、「ホログラム商標」、「立体商標」、「色彩のみからなる商標」、「音商標」又は「位置商標」の欄の次に【商標の詳細な説明】の欄を設けて記載する。ただし、第4条の8第1項各号に掲げる商標以外の商標の商標登録出願についての願書には、「商標の詳細な説明」の欄を設けてはならない。

17～47 [略]

備考 表中の「」は注記である。

附 則

（施行期日）
1 (経過措置)
の省令は、令和二年四月一日から施行する。

○經濟産業省令第九号
特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第百十七号）第十一条第三項及び第一条第二項の規定に基づき、特定放射性廃棄物の最終処分に必要な金額及び同法第十二条第三項の単位数量当たりの第一種最終処分業務に必要な金額を定める省令の一部を改正する省令

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律第十一条第三項の単位数量当たりの第一種最終処分業務に必要な金額及び同法第十一条の二第三項の単位数量当たりの第二種最終処分業務に必要な金額を定める省令（平成十二年通商産業省令第三百九十八号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。

改 正 後

改 正 前

第一条	令和二年における特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第百十七号。以下「法」という。）第十一條第三項の単位数量当たりの第一種最終処分業務に必要な金額は、次の表のとおりとする。
第一条	平成三十一年における特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第百十七号。以下「法」という。）第十一条第三項の単位数量当たりの第一種最終処分業務に必要な金額は、次の表のとおりとする。

原子力発電環境整備機構の名称 単位数量当たりの第一種最終処分業務に必要な金額

原子力発電環境整備機構 単位数量当たりの第一種最終処分業務に必要な金額

原子力発電環境整備機構の名称	単位数量当たりの第一種最終処分業務に必要な金額
原子力発電環境整備機構	残存物を固型化した物又は法第二条第五項第四号に掲げる残存する物を固型化した物一個当たり一億六百七万二千円

原子力発電環境整備機構の名称 単位数量当たりの第一種最終処分業務に必要な金額

原子力発電環境整備機構の名称 単位数量当たりの第一種最終処分業務に必要な金額

原子力発電環境整備機構の名称	単位数量当たりの第一種最終処分業務に必要な金額
原子力発電環境整備機構	第二種特定放射性廃棄物・立方メートル当たり四千二百九十四万三千円

原子力発電環境整備機構の名称	単位数量当たりの第一種最終処分業務に必要な金額
原子力発電環境整備機構	第二種特定放射性廃棄物・立方メートル当たり四千二百九十一万四千円

量当たりの第一種最終処分業務に必要な金額及び同法第十二条第三項の単位数量当たりの第二種最終処分業務に必要な金額を定める省令の一部を改正する省令の施行に必要な金額を定める省令を改正する省令を次のように定める。
令和二年二月十四日

經濟産業大臣 梶山 弘志

の省令は、公布の日から施行する。

附 則